



あなたが日本に滞在するには在留資格が必要です。在留資格は28種類あり、それぞれ日本のできる活動と期間が定められています。

1 在留資格の確認

あなたが、日本に入国し滞在する場合に、入国の目的によって在留資格と在留期間が決められます。パスポートに、在留資格の種類と在留期限の記載があるので、確認しておきましょう。

<p>① 2005年3月11日に 観光、親族訪問など、 ② 短期間日本に滞在する目的で ③ 在留期間90日を許可され 成田空港第2旅客ターミナ ④ ルから上陸したことを意味 しています。</p>	<p>① 11 MAR 2005 ② 在留資格 短期滞在 Status: Temporary Visitor ③ 90 days ④ NARITA</p>
---	---

出典：法務省入国管理局「出入国管理のしおり」パンフレット

許可された在留資格は次の28種類で、許可された資格以外の活動を行うことはできません。



しゅうろう かのう ざいりゅうしかく しゅるい
(1) 就労が可能な在留資格(18種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
がいこう 外交	にほんこくせいふ せつじゅ がいこくせいふ がいこうしせつだんも りょう 日本国政府が接受する外国政府の外交使節 団若しくは領 じきかん こうせいいいん じょうやくも こくさいかんこう がいこうしせつ 事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と どうよう とつけんおよ めんじょう ものまた もの どういつ せ 同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世 たい ぞく かぞく こうせいいいん かつどう 帯に属する家族の構成員としての活動 がいこくせいふ たいし こうし そりょうじ だいひょうだんこうせいいいんとうおよ 《外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及 かぞく びその家族》	がいこうかつどう 「外交活動」 おこな きかん を行う期間	○
こうよう 公用	にほんこくせいふ しょうにん がいこくせいふ も こくさいきかん こうむ 日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務 じゅうじ ものまた もの どういつ せたい ぞく かぞく こう に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構 せいいいん かつどう がいこう こう かか かつどう のぞ 成員としての活動(「外交」の項に掲げる活動を除く。) がいこくせいふ たいしかん りょうじかん しよくいん こくさいきかんと 《外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から おおよけ ようむ はけん ものとうおよ かぞく 公の用務で派遣される者等及びその家族》	ねん ねん 5年、3年、1 ねん つき 年、3月、30 にちまた にち 日又は15日	○
きょうじゅ 教授	ほんぽう だいがくも じゅん きかんまた こうとうせんもんがっこう 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校 けんきゅう けんきゅう しどうまた きょういく かつどう において研究、研究の指導又は教育をする活動 だいがく きょうじゅとう 《大学の教授等》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
げいじゅつ 芸術	しゅうにゅう ともな おんがく びじゅつ ぶんがく た げいじゅつじょう かつどう 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動 こうぎょう こう かか かつどう のぞ (「興行」の項に掲げる活動を除く。) が か さつきよくか ちょじゅつかとう 《画家、作曲家、著述家等》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
しゅうきょう 宗教	がいこく しゅうきょうだんたい ほんぽう はけん しゅうきょうか おこな 外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行 ふきょう た しゅうきょうじょう かつどう う布教その他の宗教上の活動 がいこく しゅうきょうだんたい はけん せんきょうしとう 《外国の宗教団体から派遣される宣教師等》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○



ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
ほうどう 報道	がいこく ほうどうきかん けいやく もと おこな しゅざい た ほう 外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報 どうじょう かつどう 道上の活動 がいこく ほうどうきかん きしゃ 《外国の報道機関の記者、カメラマン》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
こうどせんもんしよく 高度専門職	ごう 1号 こうど せんもんてき のうりよく ゆう じんざい ほうむしようれい さだ 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定め きじゆん てきごう もの おこな つぎ る基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに がいとう かつどう わく に がくじゆつけんきゆうまた けいざい 該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の はってん きよ みこ 発展に寄与することが見込まれるもの ほうむだいじん してい ほんぽう こうし きかん けいやく もと イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づ けんきゆう けんきゆう しどうも きょういく かつどうまた とうがい いて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該 かつどう あわ とうがいかつどう かんれん じぎょう みずか けいえい も 活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若 とうがいきかんいがい ほんぽう こうし きかん けいやく もと しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づい けんきゆう けんきゆう しどうも きょういく かつどう て研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ほうむだいじん してい ほんぽう こうし きかん けいやく もと ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づ しぜんかがくも じんぶんかがく ぶんや ぞく ちしきも いて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは ぎじゆつ よう ぎょうむ じゆうじ かつどうまた とうがいかつどう あわ 技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せ とうがいかつどう かんれん じぎょう みずか けいえい かつどう て当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ほうむだいじん してい ほんぽう こうし きかん ほうえき ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易そ た じぎょう けいえい おこな も とうがいじぎょう かんり じゆう の他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従 じ かつどうまた とうがいかつどう あわ とうがいかつどう かんれん じ 事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事 ぎょう みずか けいえい かつどう 業を自ら経営する活動	ごう ねん 1号は5年、2 ごう むきげん 号は無期限	○



ざいりゅうしかく
B 在留資格

ざいりゅうしかく
■ B 在留資格 のトップへ

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう どうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
こうどせんもんしよく 高度専門職	<p>ごう 2号</p> <p>ごう かか かつどう おこな もの ざいりゅう わ くに 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国 りえき し ほうむしやうれい さだ きじゆん てきごう の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合す おこな つぎ かか かつどう るものが行う次に掲げる活動</p> <p>ほんぽう こうし きかん けいやく もと けんきゆう けんきゆう イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の しどうまた きやういく かつどう 指導又は教育をする活動</p> <p>ほんぽう こうし きかん けいやく もと しぜんかがくまた じん ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人 ぶんかがく ぶんや ぞく ちしきまた ぎじゆつ よう ぎやうむ じゆう 文学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従 じ かつどう 事する活動</p> <p>ほんぽう こうし きかん ほうえき た じぎやう けいえい ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を おこな また どうがいじぎやう かんり じゆうじ かつどう 行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ごう かつどう あわ おこな きやうじゆ ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行う教授、 げいじゆつ しゆうきやう ほうどう ほうりつ かいけいぎやうむ いりやう きやういく ぎ 芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技 じゆつ じんぶんちしき こくさいぎやうむ こうぎやう ぎのう こう かか かつどう 術・人文知識・国際業務、興行、技能の項に掲げる活動 ごう がいどう かつどう のぞ (2号のイからハまでのいずれかに該当する活動を除く。)</p> <p>せい こうどじんざい 《ポイント制による高度人材》</p>		
けいえい かんり 経営・管理	<p>ほんぽう ほうえき た じぎやう けいえい おこな また どうがい 本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該 じぎやう かんり じゆうじ かつどう ほうりつ かいけいぎやうむ こう かか 事業の管理に従事する活動(法律・会計業務の項に掲 しかく ゆう ほうりつじやうおこな げる資格を有しなければ法律上 行うことができないこととされ じぎやう けいえいまた かんり じゆうじ かつどう のぞ ている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)</p> <p>きぎやう けいえいしや かんりしや 《企業の経営者、管理者》</p>	<p>ねん ねん 5年、3年、1 ねん つきまた つき 年、4月又3月</p>	○



ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう どうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
ほうりつ 法律・ かいけいぎょうむ 会計業務	がいこくほうじ むべんごし がいこくこうにんかいけいし たほうりつじょうしかく 外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を ゆう もの おこな ほうりつまた かいけい かか ぎょうむ 有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務 じゅうじ かつどう に従事する活動 べんごし こうにんかいけいしどう 《弁護士、公認会計士等》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
いりょう 医療	いし しかいし たほうりつじょうしかく ゆう もの おこな 医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととさ いりょう かか ぎょうむ じゅうじ かつどう れている医療に係る業務に従事する活動 いし しかいし かんごし 《医師、歯科医師、看護師》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
けんきゅう 研究	ほんぽう こうし きかん けいやく もと けんきゅう おこな ぎょうむ 本邦の公私機関との契約に基づいて研究を行う業務 じゅうじ かつどう きょうじゆ こう かか かつどう のぞ に従事する活動(「教授」の項に掲げる活動を除く。) せいふ かんけいきかん しきぎょうどう けんきゅうしゃ 《政府関係機関や私企業等の研究者》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
きょういく 教育	ほんぽう しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこう とくべつしえんがっこう せん 本邦の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専 しゅうがっこうまた かくしゅうがっこうも せつびおよ へんせい かん 修学校又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれ じゆん きょういくきかん ごがきょういく た きょういく に準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする かつどう 活動 ちゅうがっこう こうとうがっこうどう ごがきょうしどう 《中学校・高等学校等の語学教師等》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
ぎじゆつ じんぶん 技術・人文 ちしき こくさいぎょう 知識・国際業 む 務	ほんぽう こうし きかん けいやく もと おこな りがく こうがく 本邦の公私機関との契約に基づいて行う理学、工学その た しぜんかがく ぶんやも ほうりつがく けいざいがく しゃかいがく 他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学、そ た じんぶんかがく ぶんや ぞく ぎじゆつも ちしき よう 他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する ぎょうむまた がいこく ぶんか きばん ゆう しこうも かんじゆせい 業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性 ひつよう ぎょうむ じゅうじ かつどう きょうじゆ げいじゆつ ほうどう を必要とする業務に従事する活動(教授、芸術、報道、 けいえい かんり ほうりつ かいけいぎょうむ いりょう けんきゅう きょういく き 経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企 ぎょうないてんきん こうぎょう こう かか かつどう のぞ 業内転勤、興行の項に掲げる活動を除く。) きかいこうがくどう ぎじゆつしゃ つうやく しきぎょう ごがく 《機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学 きょうし ぎょうむじゅうじしやとう 教師、マーケティング業務従事者等》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○



ざいりゅうしかく
B 在留資格

ざいりゅうしかく
■ B 在留資格 のトップへ

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
きぎょうないてんきん 企業内転勤	ほんぽう ほんてん してん た じぎょうしょ こうし きかん がい 本邦の本店、支店その他の事業所のある公私機関の外 こく じぎょうしょ しよくいん ほんぽう じぎょうしょ きかん だ 国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定め てんきん とうがいじぎょうしょ おこな ひょう ぎじつつ じん て転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人 ぶんちしき こくさいぎょうむ こう からん かか かつどう 文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動 がいこく じぎょうしょ てんきんしゃ 《外国の事業所からの転勤者》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
かいご 介護	ほんぽう こうし きかん けいやく もと かいごふくしし しかく ゆう 本邦の公私機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有す もの かいごまた かいご しどう おこな ぎょうむ じゅうじ かつどう る者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
こうぎょう 興行	えんげき えんげい えんそう とう こうぎょう かか かつどうまた 演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はそ た げいのうかつどう けいえい かんり こう かか かつどう のぞ 他の芸能活動(「経営・管理」の項に掲げる活動を除く。) はいゆう かしゅ せんしゅうとう 《俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等》	ねん ねん 3年、1年、6 つき つきまた 月、3月又は いち 15日	○
ぎのう 技能	ほんぽう こうし きかん けいやく もと おこな さんぎょうじょう とく 本邦の公私機関との契約に基づいて行う産業上の特 しゅ ぶんや ぞく じゅくれん ぎのう よう ぎょうむ じゅうじ 殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する かつどう 活動 がいこくりょうり ちょうりし しどうしゃ こうくうき そうじゅうしゃ き 《外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴 きんぞくとう かこうしよくにんとう 金属等の加工職人等》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○



ざいりゅうしかく
B 在留資格

ざいりゅうしかく
B 在留資格 のトップへ

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう どうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
ぎのうじっしゅう 技能実習	<p>ごう 1号 ぎのうじっしゅうほうじょう にんてい う ギのうじっしゅうけいかく だいいちごう イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号 きぎょうたんどくがたぎのうじっしゅう かか かぎ もと 企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、 こうしゅう う およ ギのうとう かか ぎょうむ じゅうじ かつどう 講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動。</p> <p>ぎのうじっしゅうほうじょう にんてい う ギのうじっしゅうけいかく だいいちごう ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号 だんたいかんりがたぎのうじっしゅう かか かぎ もと 団体管理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、 こうしゅう う およ ギのうとう かか ぎょうむ じゅうじ かつどう 講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動。</p> <p>ごう 2号 ぎのうじっしゅうほうじょう にんてい う ギのうじっしゅうけいかく だいにごう イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号 きぎょうたんどくがたぎのうじっしゅう かか かぎ もと ギのうとう 企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等 よう ぎょうむ じゅうじ かつどう を要する業務に従事する活動。</p> <p>ぎのうじっしゅうほうじょう にんてい う ギのうじっしゅうけいかく だいにごう ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号 だんたいかんりがたぎのうじっしゅう かか かぎ もと ギのうとう 団体管理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等 よう ぎょうむ じゅうじ かつどう を要する業務に従事する活動。</p> <p>ごう 3号 ぎのうじっしゅうほうじょう にんてい う ギのうじっしゅうけいかく だいさんごう イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号 きぎょうたんどくがたぎのうじっしゅう かか かぎ もと ギのうとう 企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等 よう ぎょうむ じゅうじ かつどう を要する業務に従事する活動。</p> <p>ぎのうじっしゅうほうじょう にんてい う ギのうじっしゅうけいかく だいさんごう ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号 だんたいかんりがたぎのうじっしゅう かか かぎ もと ギのうとう 団体管理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等 よう ぎょうむ じゅうじ かつどう を要する業務に従事する活動。</p>	<p>ごう 1号 ほうむだいじん 法務大臣が ここ してい 個々に指定す きかん ねん る期間（1年を こ はんい 超えない範囲）</p> <p>ごう 2号 ほうむだいじん 法務大臣が ここ してい 個々に指定す きかん ねん る期間（2年を こ はんい 超えない範囲）</p> <p>ごう 3号 ほうむだいじん 法務大臣が ここ してい 個々に指定す きかん ねん る期間（2年を こ はんい 超えない範囲）</p>	<p>○</p>



しゅうろう ざいりゅうしかく しゅるい
(2) 就労ができない在留資格(5種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよきょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
ぶんかかつどう 文化活動	しゅうにゆう ともな がくじゅつじょうも げいじゅつじょう かつどうまた 収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は わくにとくゆう ぶんかも ぎげい せんもんてき けんきゅう 我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を おこなも せんもんか しどう う しゅうとく かつどう 行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動 りゅうがく こう けんしゅう こう かか かつどう のぞ (「留学」の項から「研修」の項までに掲げる活動を除く。) にほんぶんか けんきゅうしゃとう 《日本文化の研究者等》	ねん ねん 3年、1年、6 つきまた つき 月又は3月	×
たんきたいざい 短期滞在	ほんぽう たんきかんたいざい おこな かんこう ほうよ しんぞく 本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の ほうもん けんがく こうしゅうまた かいごう さんか ぎょうむれんらく た 訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他こ るいじ かつどう れらに類似する活動 かんこうきゃく かいぎさんかしゃとう 《観光客、会議参加者等》	にち にちまた 90日、30日又 にちいない は15日以内の ひ たんい 日を単位とする きかん 期間	×
りゅうがく 留学	ほんぽう だいがく こうとうせんもんがっこう こうとうがっこう ちゅうとうきょういっくがっこう 本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校 こうきかてい ふく も とくべつしえんがっこう こうとうぶ ちゅうがっこう の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校 ちゅうとうきょういっくがっこう ぜんきかてい ふく も とくべつしえんがっ (中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学 こう ちゅうがくぶ しょうがっこうも とくべつしえんがっこう しょうがくぶ 校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、 せんしゅうがっこうも かくしゅがっこうまた せつびおよび へんせい かん 専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関して じゅん きかん きょういっく う かつどう これらに準ずる機関において教育を受ける活動 だいがく たんきだいがく こうとうせんもんがっこう こうとうがっこう ちゅうがっこうおよ 《大学・短期大学・高等専門学校、高等学校、中学校及 しょうがっこうとう がくせい び小学校等の学生》	ねん つき 4年3月、4 ねん ねん つき 年、3年3月、 ねん ねん 3年、2年3 つき ねん ねん 月、2年、1年 つき ねん 3月、1年、6 つきまた つき 月又は3月	×
けんしゅう 研修	ほんぽう こうし きかん う い おこな ぎじゅつとう しゅう 本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術等の修 とく かつどう ぎのうじっしゅう ごう こうおよ りゅうがく こう かか 得をする活動(「技能実習1号」の項及び「留学」の項に掲げ かつどう のぞ る活動を除く。) けんしゅうせい 《研修生》	ねん つきまた 1年、6月又は つき 3月	×



ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動 ≪当該職業例など≫	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
かぞくたいざい 家族滞在	<p>きょうじゆ ぶんか かつどう ざいりゅうしかく ざいりゅう 「教授」から「文化活動」までの在留資格をもって在留する もの ぎのうじしゅう のぞ また りゅうがく ざいりゅう もの 者（「技能実習」を除く。）又は「留学」をもって在留する者の ふよう う はいぐうしやまた こ おこな にちじょうてき かつどう 扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動 ざいりゅうがいこくじん ふよう はいぐうしや こ ≪在留外国人が扶養する配偶者・子≫</p>	<p>ねん ねん 5年、4年3 つき ねん ねん 月、4年、3年 つき ねん 3月、3年、2 ねん つき ねん 年3月、2年、 ねん つき 1年3月、1 ねん つきまた 年、6月又は つき 3月</p>	×



ここ がいこくじん あた きよか ないよう しゅうろう かひ き ざいりゅうしかく しゅるい
(3) 個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる在留資格(1種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしょくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
とくていかつどう 特定活動	ほうむだいじん ここ がいこくじん とく してい かつどう 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 がいこうかんとく かじ しょうにん 《外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、 けいざいれんけいきょうてい もと がいこくじんかんごし かいごふくしこうほしやとう 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等》	ねん ねん 5年、4年、3 ねん ねん 年、2年、1 ねん つき 年、6月、3 つきまた ほうむ 月又は法務 だいじん ここ 大臣が個々 してい き に指定する期 かん ねん こ 間(5年を超 はんい えない範囲)	○

みぶんまた ちい もと ざいりゅうしかく しゅるい
(4) 身分又は地位に基づく在留資格(4種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんとう ゆう みぶんまた ちい 本邦において有する身分又は地位	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
えいじゅうしゃ 永住者	ほうむだいじん えいじゅう みと もの 法務大臣が永住を認める者 ほうむだいじん えいじゅう きよか う もの にゅうかんとくれいほう 《法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の とくべつえいじゅうしゃ のぞ 「特別永住者」を除く。)	むきげん 無期限	◎
にほんじん 日本人の はいぐうしやとう 配偶者等	にほんじん はいぐうしやも みんぽう めいじ ねんほうりつだい ごう だい 日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第 じょう きてい とくべつようしまた にほんじん こ しゅつ 817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出 しょう もの 生した者 にほんじん はいぐうしや じっし とくべつようし 《日本人の配偶者・実子・特別養子》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は6月	◎



ざいりゅうしかく 在留資格	ほんとう ゆう みぶんまた ちい 本邦において有する身分又は地位	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
えいじゅうしゃ 永住者の はいぐうしゃとう 配偶者等	えいじゅうしゃ ざいりゅうしかく ざいりゅう ものも へいわじょうやく 永住者の在留資格をもって在留する者若しくは平和条約 かんれんこくせきり だつしやとうにゆうかんとくれいほう さだ とくべつえいじゅうしゃ い 関連国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者(以 か えいじゅうしゃとう そうしやう はいぐうしゃまた えいじゅうしゃとう こ 下、「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子 ほんぼう しゅっしやう ごひ つづ ほんぼう ざいりゅう もの として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者 えいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ はいぐうしゃおよ わ くに しゅっしやう ひ 《永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引 つづ ざいりゅう じっし き続き在留している実子》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は6月	◎
ていじゅうしゃ 定住者	ほうむだいじん とくべつ りゆう こうりよ いっせい ざいりゅうきかん してい 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して きよじゅう みと もの 居住を認める者 だいさんこくていじゅうなんみん につけい せい ちゆうごくざんりゅうほうじんとう 《第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等》	ねん ねん 5年、3年、1 ねん つきまた 年、6月又 ほうむだいじん は法務大臣 ここし が個々に指 てい きかん 定する期間 ねん こ (5年を超え はんい ない範囲)	◎

ちゅう しゅうろう らん ひょうじないよう
(注)「就労」欄の表示内容

- しゅうろう せいげん
◎: 就労に制限なし
いっていはんい しゅうろうか
○: 一定範囲で就労可
しゅうろうふ か
×: 就労不可

さんこうしりよう ほうむしやう にゆうこくかんりきよく ざいりゅうしかくいちらんひよう
参考資料: 法務省 入国管理局「在留資格一覧表」